【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年６月28日
【会社名】	三井化学株式会社
【英訳名】	Mitsui Chemicals, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　淡輪　敏
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目５番２号
【電話番号】	03（6253）2225
【事務連絡者氏名】	総務・法務部課長　　鈴木　雄大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目５番２号
【電話番号】	03（6253）2225
【事務連絡者氏名】	総務・法務部課長　　鈴木　雄大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成29年６月27日開催の当社第20期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金９円（普通配当７円、創立20周年記念配当２円）

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

平成29年６月27日をもって資本準備金93,782,722,186円のうち40,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を53,782,722,186円とする。

第３号議案　株式併合の件

平成29年10月１日をもって当社普通株式について、５株を１株に併合する。

第４号議案　定款一部変更の件

次の変更を行う。

① 当社及び当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条（目的）について事業目的の変更を行う。

② 株式併合による発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第６条（発行可能株式総数）について、平成29年10月１日をもって発行可能株式総数を30億株から６億株に変更することとする。

③ 平成29年10月１日をもって単元株式数を1,000株から100株へ変更するため、現行定款第８条（単元株式数）を変更することとする。

④ 株主総会において代理人によって議決権を行使いただく場合に、代理権を証する書面を当社に提出いただくことを明確にするため、現行定款第18条（議決権の代理行使）を変更する。

⑤ 取締役会の機動的な運営を図るため、決議事項につき取締役全員の書面又は電磁的記録による同意があり、監査役全員が異議を述べない場合に限り、取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、会社法第370条の規定に基づき定款第24条（取締役会の決議の省略）の規定を新設する。

⑥ 平成27年５月１日施行の会社法改正により責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、現行定款第24条（取締役の責任免除）及び第31条（監査役の責任免除）を変更する。

第５号議案　取締役８名選任の件

取締役として、淡輪敏、久保雅晴、諫山滋、松尾英喜、下郡孝義、黒田由貴子、馬田一及び徳田寛を選任する。

第６号議案　監査役２名選任の件

監査役として、新保克芳及び徳田省三を選任する。

第７号議案　取締役賞与支給の件

取締役８名（退任取締役３名を含み、社外取締役を除く）に対し、105,000千円を支給する。

第８号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、取締役の報酬額を改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	765,894	261	906	（注）１	98.26%
第２号議案	763,480	2,672	906	（注）１	97.95%
第３号議案	765,435	717	906	（注）２	98.20%
第４号議案	762,120	4,031	906	（注）２	97.78%
第５号議案				（注）３	
淡輪　敏	753,296	12,853	906		96.65%
久保　雅晴	759,198	6,000	1,858		97.40%
諫山　滋	759,185	6,013	1,858		97.40%
松尾　英喜	761,183	4,015	1,858		97.66%
下郡　孝義	760,590	4,608	1,858		97.58%
黒田　由貴子	763,002	3,148	906		97.89%
馬田　一	763,020	3,130	906		97.89%
徳田　寛	763,109	3,041	906		97.90%
第６号議案				（注）３	
新保　克芳	765,534	616	906		98.22%
徳田　省三	763,122	3,028	906		97.91%
第７号議案	754,283	4,501	8,276	（注）１	96.77%
第８号議案	745,867	20,287	906	（注）１	95.69%

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権（株主総会前日までの事前行使分を含む）の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権（株主総会前日までの事前行使分を含む）の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権（株主総会前日までの事前行使分を含む）の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主の各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上